

令和7年度 第1回PFASに関する健康影響対策検討委員会 議事概要

1. 日 時 令和7年8月28日（木） 19:00～21:00

2. 場 所 琉球大学医学部

3. 出席者

（委 員） 中村委員、池原委員、諸見里委員、金城委員、宮里委員

※青木委員は当日欠席のため、別日に事務局からの説明と意見聴取を実施

（事 務 局） 保健医療介護部健康長寿課

（説明補助） 企業局配水管理課、環境部環境保全課 ※説明後、途中退席

4. 報告事項

（1）検討委員会開催の背景、目的及び目標について

（2）他部局の取組紹介

・企業局 PFASに関する情報や沖縄県企業局の取組

・環境部 環境中のPFAS調査について

（3）沖縄県内の市民団体が行った血中濃度検査の状況について

（4）他県の自治体が行った血中濃度調査等の状況について

（5）検討委員会でご意見等を伺いたい事項として以下I～IIIについて

I 健康への影響を把握するために活用できる既存の資料、統計等に関する事項

II 健康への影響を把握するための手法に関する事項

III 健康影響への県民の不安に対応するための情報発信等に関する事項

5. 委員からの主な意見

- 市民、県民の不安を和らげる形で、PFASの健康影響についてどのように説明し、情報発信していくか、検討することが当委員会の役割だと考える。
- 検討事項として、相談窓口のあり方、設置主体、体制とあるが、県のみならず市町村の立場に立った方向性の検討も必要である。
- どのような状況であれば血中濃度検査を実施するに値するのか、そこを考えることもこの検討会の役割だと思う。
- 相談窓口の設置や血液検査を希望する方に対する体制は整備したほうがよい。例えば、血液検査が受けられる検査機関、医療機関を県のホームページに掲載するなど。どのような検査機関、医療機関を選定するかは市町村とも連携し、検討したほうがよい。
- また、相談窓口を設置するのであれば、より地域に密着した形がよい。マニュアルやQ&Aを準備し、正しい情報を伝えられるよう市町村とも連携しながら十分な準備が必要だと考える。
- 他県の血中濃度検査も踏まえ、これに関しては、出生前診断と似ている点がある。出生前検査の場合は、事前にきちんと遺伝カウンセリングを行う。ほとんどの人

は、自分に問題がないということを知りたいと思って検査を受ける。しかし、問題があるということが分かったときに、自分はどうするのかと考えなければならない。考えないまま受けてしまうことが一番問題である。そういう意味で、検査前の遺伝カウンセリングは重要である。

- 他県の血中濃度検査について、出生前診断の遺伝カウンセリングに相当するような事前の話し合い、例えば、もし自分の数値が高かったらどう思うのかなど、そのようなことも踏まえ選択を提示した上で検査を受け、検査後もフォローが受けられる、そういうきちんとした体制が重要である。
- P F A S の環境汚染の測定と比べると、人の血中濃度の測定については、健康問題との関連を踏まえた血中濃度の基準値が不明であるため、慎重に検討する必要がある。不安を増大させる結果に終わってしまう懸念がある。
- 通常の健康診断のようにあらゆる健康問題を想定して住民の健康調査を行うとなると、高血糖、高コレステロールなどの一般的に普通の生活上でもあり得る健康問題についてはP F A S が原因なのか否かがはっきり分からぬ。一方、P F A S と関連がある健康問題が明らかになり、それにターゲットを絞ったスクリーニングであれば、意義があると考える。
- 既存のデータ、人口動態統計や特定健診、健康指標などのデータを用いて健康影響をみると、それがP F A S による影響なのかは分からぬ。明らかな関連性が分からぬ現状ではデータを正確に解釈することは非常に難しい。本検討委員会の目的は、県民のP F A S に関する健康影響への不安払しょくなので、慎重にデータを取り扱う必要がある。
- 検討事項として、健康影響を把握するために活用できそうな統計等の紹介があったが、P F A S による健康影響がはっきりと分からぬ中で、様々なデータを用いて、特定の地域とその他の地域に分けて比較することは混乱を招く恐れがある。比較したデータを示すのであれば、人への健康影響があるとされる項目について公表するほうがよい。
- 検討委員会の目的とゴールについて、フォーカスを絞り意見を積み上げていくことが重要である。P F A S に起因する健康上の問題を特定する、ということだけをゴールにするのではなく、県民の医療や情報リテラシーに対する教育や、そのプロセス全体を通じて、環境汚染による健康影響への対策ができる県内の体制をレベルアップしていくことをゴールにする、ということも重要なポイントである。

【参考】

(報告事項 (2) 他部局の取組紹介に対する主な意見)

- 人の体に入ることを防止する、という意味で、浄水場でしっかりとコントロールしていくことは何よりも大事なポイントである。
- 浄水場だけでなく、P F A S が環境中を移動する中で、様々なパターンで人の体に入ってくるステップを推定して長期的に止める方法を考えることが必要。

- P F A Sは性質上フォーエバーケミカルと言われ、長く環境中に存在し、生物濃縮もある。そのため、将来的にどういうパターンで人体に入るかということも推定したプランを流動的に考えなければならない。
- 人へのばく露ということを考える際、優先的にやらねばならないことは、環境汚染をしっかり評価し、人の体に入れないことだと考える。その点で企業局及び環境部の取組みは、さらに深める形で進めていっていただきたい。
- 水のP F A Sの濃度について、勧告値、基準値等があるが、一般の方はすぐに理解することは難しい。数値とその解釈について、正確な意味を市民にきちんと伝えていくことが重要である。

6. その他

- P F A Sについては、現在でも高濃度ばく露にさらされているのが、基地内の泡消火剤を使っている消防隊と言われている。基地の従業員は、日本の労働安全衛生法に基づいて健診を行うためP F A Sは項目に入っていないが、米軍は米国のルールの下に検査をしているといったアンバランスな状況が起きているので、今回の検討委員会では、そういうアントラジウムの分野に関してご意見をいただきたいと考えている。